

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その翌日)

- 二 事業の種類  
特別養護老人ホーム高草あすなろ(仮称) 整備事業  
三 起業地  
1 収用の部分 烏取市大楠字宮ノ前地内  
2 使用の部分 なし

- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
1 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
鳥取市尚徳町一一六

鳥取市役所(建設部土木建設課)

## 鳥取県告示第七百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び鳥取土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成九年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 名称

#### 神垣第二地区急傾斜地崩壊危険区域

### 二 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線

及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

岩美郡国府町大字神垣字下土居一三〇地先道路敷 一号

岩美郡国府町大字神垣字大地戸山五八六 二号

岩美郡国府町大字神垣字奥ノ寺一一七地先道路敷 六号

三号から五号まで

一 起業者の名称  
社会福祉法人あすなろ会

鳥取県知事 西 尾 邑 次

岩美郡国府町大字神垣字奥ノ寺一八地先道路敷 七号

岩美郡国府町大字神垣字上屋敷八五三地先道路敷 八号

岩美郡国府町大字神垣字上屋敷八三地先道路敷 九号

**鳥取県告示第七百五十八号**

建築基準法（昭和二十五年法律二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成九年十一月十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成九年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 申請人の住所及び氏名                                | 道路の位置の指定場所            | 道路の幅員及び延長                |
|---|-----------------------|--------------------------|
| 鳥取市東品治町一二一十九<br>株式会社一条工務店山陰<br>代表取締役 尾崎 充 | 倉吉市葵町八四九一二及<br>び八四九一六 | 幅員 六〇メートル<br>延長 二九・八メートル |

**鳥取県告示第七百五十九号**

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び鳥取土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成九年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

神垣第二地区急傾斜地崩壊危険区域

**二 区域**

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線

及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

岩美郡国府町大字神垣字下土居一三〇地先道路敷 一号

岩美郡国府町大字神垣字大地戸山五八六 二号

岩美郡国府町大字神垣字奥ノ寺一一七地先道路敷 六号

岩美郡国府町大字神垣字奥ノ寺一八地先道路敷 七号

岩美郡国府町大字神垣字上屋敷八五三地先道路敷 八号

岩美郡国府町大字神垣字上屋敷八三地先道路敷 九号

**鳥取県告示第七百六十号**

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があつたので、告示する。

平成九年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称                     | 変 更 事 項 | 変 更 前         | 変 更 後        | 変更年月日         |
|-------------------------|---------|---------------|--------------|---------------|
| 株式会社山陰<br>合同銀行日野<br>橋支店 | 売りさばき場所 | 米子市熊党九<br>七一四 | 米子市熊党五<br>二五 | 平成九年十一<br>月八日 |

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

| 施設の名称          | 所在地          |
|----------------|--------------|
| 境港市境西会館        | 境港市蓮池町一〇一一一  |
| 境港市上道町会館       | 境港市上道町五二七一一  |
| 境港市外江町会館       | 境港市外江町三三三二三  |
| 境港市渡西会館        | 境港市渡町二五六七一一  |
| 境港市境東地区学習等供用施設 | 境港市上道町一九八九一五 |
| 境港市境西地区学習等供用施設 | 境港市大正町九七一一   |